

10／1（木）の発表

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 10月1日（木）9時30分

発表項目 (行事名)	平成30年道委不第20号事件に係る命令書(写)の交付について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 発表の概要 帯広地域労働組合から株式会社ノベルズを被申立人として申立てがあつた標記事件について、当委員会は、申立てを棄却することとし、令和2年(2020年)9月30日、両当事者に対し命令書(写)を交付しました。</p> <p>2 命令の概要 組合が要求した寒冷地手当等の支給に係る団体交渉において、会社が同手当等を支給しない根拠や地場企業への調査結果を示さず、団体交渉を一方的に打ち切ったことが、団体交渉拒否(不誠実団交)に該当するという組合の申立てを棄却したものです。</p> <p>3 添付資料 (1) 不当労働行為事件命令書(概要) (2) 不当労働行為制度の概要 (3) 労働組合法(抜粋)</p> <p>4 その他 命令書の全文は、当委員会のホームページで公開しています。 ホームページアドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/contents/sinsa/meirei.htm</p> <p>【参考】 救済申立年月日 平成30年(2018年)12月3日 命令書(写)交付年月日 令和2年(2020年)9月30日</p>		
参考			

報道(取材)に 当たってのお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	

担当 (連絡先)	北海道労働委員会事務局 総務審査課 主幹 菊池 TEL ダイヤル 011-204-5664 内線 32-532
-------------	---

平成 30 年道委不第 20 号 ノベルズ事件 命令書（概要）

1 当事者

- (1) 申立人 帯広地域労働組合（以下「組合」という。）
- (2) 被申立人 株式会社ノベルズ（以下「会社」という。）

2 事業の概要

本件は、組合が、会社に対し、寒冷地手当及び有資格者への資格手当の支給を要求した団体交渉において、会社が上記手当を支給しない根拠や地場企業への調査結果を示さず、団体交渉を一方的に打ち切ったことが労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為であるとして、救済申立てがなされた事案である。

3 主文

本件申立てを棄却する。

4 判断要旨

不当労働行為の成否

本件寒冷地手当等に係る団体交渉について、会社側出席者に交渉権限がなかったとすることができないし、会社が団体交渉を一方的に打ち切ったとする事実もない。

また、組合が寒冷地手当等を要求するに当たり、団体交渉の場で、関係する資料を会社に提示したり、会社に資料を求めたことに対して、会社は、寒冷地手当等を支給しないとする取締役会の決定を伝えるのみでなく、その理由についても具体的に説明していることや、組合が、団体交渉の場で、会社に対し労働分配率の資料の提示を求めたことに対しても、次の団体交渉時に資料を提示し説明しており、一方的に回答のみを伝えるといった対応ではなかった。

さらに、平成 30 年 10 月 27 日の団体交渉において、組合が、寒冷地手当等の不支給について北海道内の状況に関する会社の調査結果の資料を要求したことについても、会社がそれを拒んだとまでは認められないことを勘案すると、本件における会社の対応を不誠実な対応であると認めることはできない。

したがって、本件団体交渉における会社の対応は、法第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当するとはいえない。

5 審査の経過（調査 10 回、審問 1 回）

- (1) 申立年月日

平成 30 年（2018 年）12 月 3 日

- (2) 公益委員会議の合議年月日

不当労働行為制度の概要

1 不当労働行為制度とは

不当労働行為制度は、憲法第28条で保障する労働者の団結権、団体交渉権等の侵害となる使用者の一定の行為を不当労働行為として禁止し、それに違反する行為については、労働者側からの申立てに基づき、労働委員会が救済を与えることにより、労働者の団結権等を保護し、正常な労使関係の回復、維持、発展に役立てようとするものです。

2 不当労働行為として禁止されている行為

労働組合法第7条は、使用者の次に掲げる行為を不当労働行為として禁止しています。

不 当 労 働 行 為 の 類 型

類型	禁 止 さ れ て い る 行 為	労組法第7条
不利益取扱い	労働者が ① 労働組合の組合員であること ② 労働組合に加入しようとしたこと ③ 労働組合を結成しようとしたこと ④ 労働組合の正当な行為をしたこと を理由に、その労働者を解雇し、その他不利益な取扱いをすること。	第1号
黄犬契約	労働者が ① 労働組合に加入しないこと ② 労働組合から脱退すること を雇用条件とすること。	
団体交渉拒否	使用者が 雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを、正当な理由がないにもかかわらず拒否すること。 ※ 使用者が形式的に団体交渉に応じても、実質的に誠実な交渉を行わないこと（不誠実団交）も、これに含まれます。	第2号
支配・介入	使用者が ① 労働組合の結成 ② 労働組合の運営 を支配したり、これに介入したりすること。	第3号
経費援助	使用者が 労働組合の運営のため、経理上の援助を与えること。	
報復的不利益取扱い	労働者が ① 不当労働行為救済の申立て、再審査の申立てをしたこと ② 労働委員会が審査、調整を行う場合に、証拠を提示し、又は発言したこと を理由として、その労働者を解雇し、その他不利益な取扱いをすること。	第4号

3 不当労働行為の救済

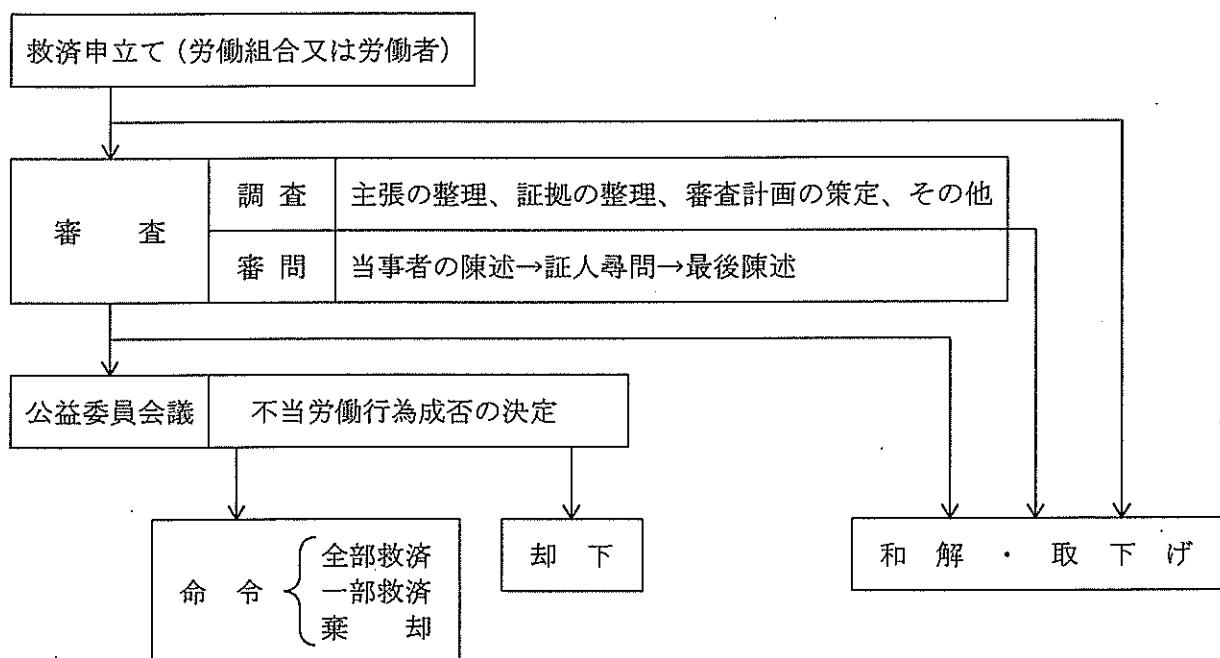
使用者が労働組合法第7条に違反した場合、労働組合や労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

労働委員会は、申立てに基づいて審査を行い、不当労働行為の事実があると認めたときは、使用者に対し、不当労働行為を改めたり、行わないように命令します。

例えば、正当な組合活動をしたために解雇された労働者を元の職場に復帰させ、その間に得たはずの賃金を支払うように命令したり、組合の運営に対して支配・介入したことについて今後行わない旨の文書を掲示するよう命令したりします。

4 不当労働行為の審査手続

(1) 審査の流れ



(2) 命令に不服の場合

北海道労働委員会の発した命令について、不服のある当事者は、命令書の写しが交付された日から15日以内に、中央労働委員会に再審査を申し立てることができます。

また、命令書の写しが交付された日から、使用者側は30日以内、労働者側は6ヶ月以内に、札幌地方裁判所に命令取消の訴え（行政訴訟）を提起することができます。

(3) 命令の確定、不履行

定められた期間内に、中央労働委員会への再審査の申立て、地方裁判所への訴えの提起がない場合は、労働委員会の命令は確定します。

使用者は、確定した命令を履行しなければなりません。履行しない場合は、労働組合法の定めに従い、50万円（命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の日の翌日から起算して不履行の日数が5日を超える場合にはその超える日数1につき10万円の割合で算定した金額を加えた金額）以下の過料に処せられます。

労働組合法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

2 （省略）

（不当労働行為）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 1 労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること又は労働者が労働組合に加入せず、若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること。ただし、労働組合が特定の工場事業場に雇用される労働者の過半数を代表する場合において、その労働者がその労働組合の組合員であることを雇用条件とする労働協約を締結することを妨げるものではない。
- 2 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。
- 3 労働者が労働組合を結成し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は労働組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、かつ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。
- 4 労働者が労働委員会に対し使用者がこの条の規定に違反した旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第27条の12第1項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問をし、若しくは当事者に和解を勧め、若しくは労働関係調整法による労働争議の調整をする場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言をしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱いをすること。

(救済命令等)

第 27 条の 12 労働委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立を棄却する命令（以下「救済命令等」という。）を発しなければならない。

2 （省略）

3 第 1 項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを使用者及び申立人に交付しなければならない。

4 救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。

(救済命令等の確定)

第 27 条の 13 使用者が救済命令等について第 27 条の 19 第 1 項の期間内に同項の取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定する。

2 使用者が確定した救済命令等に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働組合及び労働者もすることができる。

(再審査の申立て)

第 27 条の 15 使用者は、都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたときは、15 日以内（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して 1 週間以内）に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。ただし、この申立ては、救済命令等の効力を停止せず、救済命令等は、中央労働委員会が第 25 条第 2 項の規定による再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときは、その効力を失う。

2 前項の規定は、労働組合又は労働者が中央労働委員会に対して行う再審査の申立てについて準用する。

(取消しの訴え)

第 27 条の 19 使用者が都道府県労働委員会の救済命令等について中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき、又は中央労働委員会が救済命令等を発したときは、使用者は、救済命令等の交付の日から 30 日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができる。この期間は、不变期間とする。

2 使用者は、第 27 条の 15 第 1 項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の救済命令等に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法第 12 条第 3 項から第 5 項までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて準用する。